

昭和47年9月18日基発第601号の1

労働安全衛生規則の施行について

総括安全衛生管理者の選任（第2条関係）

- 「選任すべき事由が発生した日」とは、当該事業場の業種に応じて、その規模が政令で定める規模に達した日、総括安全衛生管理者に欠員が生じた日等を指すものであること。

安全管理者の選任（第4条関係）

- 「安全管理者を選任すべき事由が発生した日」とは、当該事業場の業種に応じて、その規模が政令で定める規模に達した日、安全管理者に欠員が生じた日等をさすものであること。
- 本条の表の業種の分類は、日本標準産業分類による分類をいうものであること。
ただし、石油製品製造業は、同分類中の石油精製業および潤滑油・グリース製造業を、紙・パルプ製造業は、同分類中のパルプ製造業および紙製造業をいうものとし、造船業および建設業は、昭和47年9月18日付け発基第91号通達によるものであること。

安全管理者の資格（第5条関係）

- 「理科系統の正規の課程」とは、学校教育法および国立学校設置法に基づいて設置された理学または工学に関する課程、たとえば機械工学科、土木工学科、農業土木科、化学科等を指す趣旨であること。
- 「理科系統の正規の学科」とは、学校教育法に基づいて設置された理学または工学に関する学科たとえば機械科、金属工学科、造船科等をいう趣旨であること。
- 「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務を含めて差しつかえないものであること。

安全管理者の巡視及び権限の付与（第6条関係）

- 「その危険を防止するために必要な措置」とは、その権限内においてただちに所要の是正措置を講ずるほか、事業者等に報告してその指示を受けることをいうものであること。
- 「安全に関する措置」とは、法第11条第1項の規定により安全管理者が行なうべき措置をいい、具体的には、次のごとき事項を指すものであること。
 - イ 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置（設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。）
 - ロ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
 - ハ 作業の安全についての教育および訓練
 - ニ 発生した災害原因の調査および対策の検討
 - ホ 消防および避難の訓練
 - ヘ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
 - ト 安全に関する資料の作成、収集および重要事項の記録
 - チ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行な

われる場合における安全に関し、必要な措置

衛生管理者の選任（第7条関係）

- 「選任すべき事由が発生した日」とは、当該事業場の規模が第1項第3号ないし第5号に定める規模に達した日、衛生管理者に欠員が生じた日を指すものであること。

衛生管理者の定期巡視及び権限の付与（第11条関係）

- 「衛生に関する措置」とは、法第12条第1項の規定により衛生管理者が行なうべき措置をいい、具体的には、次のごとき措置を指すこと。
 - イ 健康に異常のある者の発見および処置
 - ロ 作業環境の衛生上の調査
 - ハ 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - ニ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
 - ホ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
 - ヘ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
 - ト その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における衛生に関し必要な措置
 - チ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

衛生工学に関する事項の管理（第12条関係）

- 本条は、衛生工学衛生管理者に対し、法第10条第1項各号に掲げる事項のうち、衛生工学に関するものを管理させるべきことを規定したもので、その具体的な事項としては、次のごときものがあること。
 - (1) 作業環境の測定およびその評価
 - (2) 作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等
 - (3) 作業方法の衛生工学的改善
 - (4) その他職務上の記録の整備等

産業医の選任等（第13条関係）

- 「選任すべき事由が発生した日」とは、当該事業場の規模が、政令で定める規模に達した日、産業医に欠員が生じた日を指すものであること。

安全委員会の付議事項（第21条関係）

- 「安全に関する規定」には、保護具の着用、火気の使用禁止など安全を確保するため労働者が遵守すべき事項にとどまらず、各級管理監督者の安全に関する職務内容、危険な作業についての安全上の留意事項等についても定めることがのぞましいこと。
- 「安全教育」には、法第59条および第60条の教育等のうち、安全に係るもののほか、ずい時必要な時期における労働者に対する安全教育が含まれるものであること。

- 第3号は、新規に採用される機械等および原材料について、安全の見地から検討し、その対策を確認する趣旨であること。

衛生委員会の付議事項（第22条関係）

- 「衛生に関する規定」には、健康診断の実施に関する規定、有害な業務その他職業性疾病を発生するおそれがある業務などについての作業の実施要領、作業環境の点検および測定に関する規定が含まれるものであること。
- 「衛生教育」には、法第59条および第60条による安全衛生教育等のうち衛生に係るもののほか、ずい時必要な時期における労働者に対する衛生教育が含まれること。
- 「健康診断の結果」については、職場の健康管理対策に資することができる内容のものであればよく、受診者個々の健康診断結果は含まれないこと。
- 第4号は、新規に採用される機械等および原材料について、それに係る健康障害の防止という見地から検討し、その対策を確認する趣旨であること。

委員会の会議（第23条関係）

- 「必要な事項」には、委員会の招集、議事の決定、専門委員会の設置、委員会規定の改正等に関することが含まれるものであること。